

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年1月1日



明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお祈りします。

今年は東京オリンピックを控え、日本全体が盛り上がりを期待しているのではないのでしょうか。一方、同一労働同一賃金を主とした労務に関する法改正や景気の変動により、ここ数年とは違った局面を迎えるのでは…と感じます。

弊所では、どんな局面においても顧問先の皆様のお役に立てるよう、状況に応じた提案を第一に、スタッフ一同しっかりサポートさせていただき所存でございます。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。



## ▶ TOPIC ハローワークの求人票の利用方法が大きく変わります！

令和2年1月6日より

パソコンから求人申し込みや内容変更等の手続きが行えるようになります

★手続きに必要なこと ➡ ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」の開設が必要です！

※「求人者マイページ」開設の為に…

- ① インターネットサービス上に情報登録(仮登録)後、14日以内にハローワークに行って、本登録の手続きが必要です。
- ② ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

### ★インターネットで手続きができるようになること

- ① 求人申込み
- ② 求人内容の変更、求人募集の停止、事業所情報の変更
- ③ 事業所の外観や職場風景、取扱商品等の画像情報の登録・公開
- ④ ハローワークからの応募者の紹介状の確認・選考結果の登録等
- ⑤ メッセージ機能(ハローワークからの応募者とのやりとり)
- ⑥ 求職者情報検索

※令和2年1月以降に新たに届出した場合に上記が利用できるようになります。



### ～ 現在、ハローワーク求人票の届出を弊所で代行させていただいているお客様へ ～

令和2年1月以降に掲載期間の更新、若しくは新たに求人票を提出する場合には、上記の手順を経て届け出をする必要があります。

管轄のハローワークの取扱いによっては、「求人者マイページ」の開設手続きを必ずしも弊所が代行できるとは限りません。(代行できない場合もあり得ます。)

代行不可の場合は、お手数ですが、お客様ご自身にハローワークで本登録の手続きに向いていただく場合がございます。

また、弊所で求人票に関する業務を代行させていただく場合には、ログイン用のメールアドレスをご開示いただくことが必須となります。

しかし、弊所で求人票に関する代行手続きをさせていただく場合でも、応募者の個人情報に触れる内容については、取得・閲覧しない範囲で関与させていただきますので、あらかじめご了承ください。